

入札心得

物品調達に関する競争入札に参加する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、購入に関する通知書及びその他関係書類並びに見本等を熟覧の上、所定の様式により総額又は単価を持って入札しなければならない。
- (2) 入札者は、入札執行の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。ただし、郵送又は電信による入札を認めたときはこの限りではない。
- (3) 代理人が入札に参加する場合は、その権限を有する者の委任する委任状を携行し入札執行時に提出しなければならない。
- (4) いったん提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え、又は撤回することができない。
- (5) 入札（見積り）に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）及び公益財団法人茨城県教育財団会計処理規程を遵守すること。
- (6) 入札（見積り）に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (7) 入札は2回までとする。ただし、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは最低の価格をもって入札した者と更に2回を限度として、見積合わせをする場合がある。
- (8) 入札を希望しない場合は、参加しないことができる。入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (9) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込があったものとする。
- (10) 落札者の決定方法は、予定価格の範囲内で最低価格で入札（見積）書の提出をした者を落札者とすることを原則とする。

入札にあたっての留意事項

- 1 仮設事務所等の建設にあたっては、事務所用地までの進入路が狭い場合が多く、大型車での搬入・搬出等が困難な場合も予想される。
- 2 賃貸借物件に建て増しが可能であること。
- 3 埋蔵文化財発掘調査の状況により、賃貸借場所・期間・物件数の増減変更が有り得る。
- 4 賃貸借料は、四半期ごとに実績に基づいた金額（単価により算出）の支払をすることとする。
なお、賃借期間が15日以内の当該月額、月額単価の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 仮設事務所等設置にあたり建設業許可証は不要とする。
- 6 落札者は別添「単価及び積算内訳」の提出をすること。